

3・4階直結給水基準

1 目 的

3・4階の建物を対象に、水道水の安全・安定供給の確保を基本とし、これにより小規模受水槽の衛生問題の解消、省エネルギーの推進、設置スペースの有効利用など「給水サービスの充実」を目的として直結直圧給水すること。

【解説】

3・4階直結給水の給水装置を設計・施工する場合の適用条件及び技術的事項について、「給水装置工事設計施行指針」（以下「指針」という。）に定めた基準のほか、特に必要な事項について補足し定めるものである。

2 適 用 要 件

2. 1 対象区域（別紙）

年間を通じて配水管水圧が0.25MPa(2.5kgf/cm²)以上を確保できる区域とする。水系切替えが必要な区域については、低圧の水系を対象とする。

【解説】

換算水圧で0.25MPa以上を確保できる区域とし、設計水圧(3・4階)は0.25MPa(2.5kgf/cm²)とする。設計水圧から給水装置全体の所要水頭を差引いて給水末端水圧が0.05MPa以上確保できること。

なお、換算水圧が0.30MPa以上のときは、設計水圧を0.30MPa(3.0kgf/cm²)とすることができる。

また、水系替えが必要な区域については低圧の水系を対象とする。

2. 2 事前協議

3・4 階直結給水を行う場合は、事前協議申請書によりいわき市水道事業管理者（以下「管理者」という。）と事前協議をすること。

申請の受付窓口は営業課給水装置係とする。

【解説】

3・4 階直結給水（以下、直結給水で表わす）を実施する場合は、この直結給水に必要な水量・水圧・水質を安定的かつ継続的に供給できると判断される場合に限られるので、その都度、現状及び将来水圧の動向等を勘案して直結給水が可能かどうか判断することが必要となる。

また、3・4 階直結給水の可否は建築計画の段階で機械室（受水槽及びその他給水設備）等の配置に重要な影響を与えるので、建築設計前又は給水装置工事の申込み前に事前協議の申請を行うこととしている。この事前協議制度は申請書に基づいて、給水要望箇所の現況水圧、管路状況等を調査し3・4 階直結給水の可否を判断した後、回答するものである。なお、この事前協議の申請から回答までは2～3 週間程度要するので、早めに協議の申請をすることが必要である。

なお、建物規模用途に変更がある場合及び回答後1年を経過した場合は再度協議が必要である。

2. 3 分岐対象配水管等

3・4 階直結給水の分岐可能な配水管等は、口径 75mm 以上で管網を形成しているものとする。ただし、行き止まり管については、口径 100mm 以上とする。

【解説】

口径 50 mm 以下からの分岐は、負荷が過大となるおそれがあり原則として認めない。

2. 4 分岐給水管口径

分岐管の口径は、配水管等の口径より小さい口径とし、口径 25mm 以上とする。

【解説】

配水管への影響を考慮し、配水管と同口径の取り出しは認めない。

2. 5 対象建築物

対象建築物は、専用住宅、集合住宅、店舗、事務所ビル及びこれらの併用ビルとし、その給水栓の設置高さは分岐しようとする配水管の地表面から 12.0m 以下とする。

【解説】

- ・ 4階を超える建築物であっても、5階以上に給水装置を設けないことが明らかなものは、4階建て建築物と同様とみなし、対象とする。
- ・ 3階部にトイレ(ロータンク付)1基(1栓)設置の場合は、通常(2階)申請での承認とする。ただし、水理計算で残水頭 1.0m(0.01MPa)以上確保できること。

2. 6 対象外建築物

災害、事故等による水道の断減水時にも給水の確保が必要な建物などは対象外とする。

【解説】

- ・ 指針「3.2 給水方式」参照
- ・ 例として、入院、手術及び透析施設のある病院など。

3 設計の基本条件

3. 1 計画使用水量の決定

- (1) 計画使用水量は、給水管の口径等の給水装置系統の主要緒元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
- (2) 同時使用水量の算定にあたっては、各種算定方式の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

【解説】

計画使用水量を決定する場合には、特に使用者の実体に応じた適正な使用水量を算出すること。また過度にならない範囲で安全サイドに立った計算方法によること。

指針「3.3.2 計画使用水量の決定」参照

3. 2 給水管口径の決定

- (1) 給水管の口径は、配水管の水量、水圧などの供給能力の範囲で、計画使用水量を供給できる大きさとしてすること。
- (2) 給水管の管内流速は、2m/sec 以下となる給水管口径としてすること。
- (3) 給水用具の接続にあたっては、用具の機能性から必要とする作動圧又は最低必要水圧について十分考慮したものであること。

【解説】

- (1) 給水管の口径は、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさであることが必要である。
- (2) 給水管内の流速が過大な場合、ウォーターハンマによる騒音と器具の故障が考えられるため、水道メーター及び給水用具など、やむを得ない場合を除いては適正な管内流速の 2m/sec 以下にすること。
- (3) 使用者ニーズの多様化により、様々な給水用具の接続が考えられる。これらの仕様を十分調査し設計の際に考慮しなければならない。

3. 3 所要水頭の計算

3・4階直結給水における所要水頭の計算は、次の点に留意すること。

$[\text{給水装置全体の所要水頭の水圧} + 0.05\text{MPa} (0.5\text{kgf/cm}^2)] \leq \text{設計水圧}$

給水装置全体の所要水頭＝水理計算による摩擦損失水頭＋給水装置の立ち上がり高さ
設計水圧から給水装置全体の所要水頭を差引き、給水末端で0.05MPa以上確保できること。

【解説】

給水装置の立ち上がり高さとは、配水管と給水管の分岐点から水理計算上の末端給水用具までの垂直距離をいう。

4 3・4階直結給水の給水装置

3・4階直結給水における給水装置の設置には、次の点に留意すること。

- (1) 止水用具は、給水装置の改造、修繕、メーター取替え、使用中止等の際、給水を停止するために設置し、断水による影響を極力小さくするように配置すること。
- (2) 給水管は余裕のある給水管口径とし、維持管理に支障がない構造とすること。

【解説】

- (1) 維持管理を考慮し、立ち上がり管には、原則として地付け、又は地表に近い部分に止水用具を設置すること。また、各階層の点検の容易な場所に分岐用止水用具を設置すること。
- (2) 給水管の立ち上がり管は、管損失の低減化のため余裕のある給水管口径とすること。
また、維持管理を考慮し、給水管の立ち上がり管最上部には吸排気弁を設置すること。なお、吸排気弁の設置に際しては、排水先に対して配慮すること。

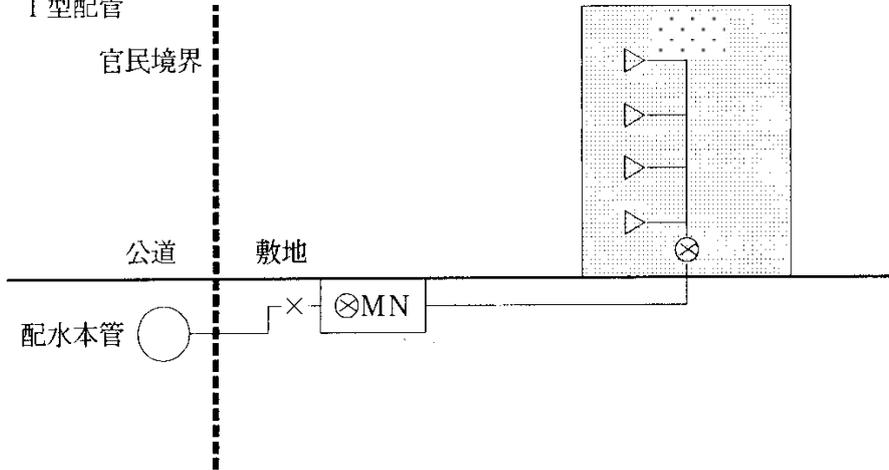
3・4階直結給水概念図 参照

4. 1 3・4階直結給水概念図

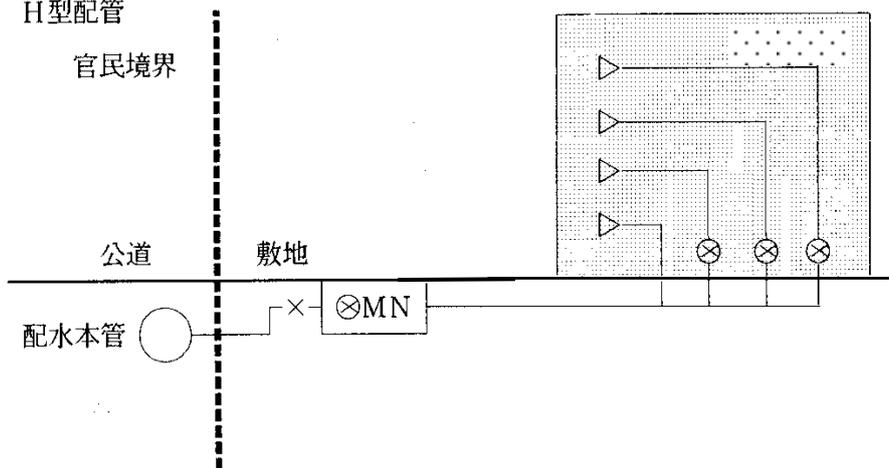
凡例	M	水道局貸与メーター	Ⓐ	吸排気弁
	m	私設メーター		
	N	逆止弁		
	×	ボール式乙止水栓		
	⊗	ボール式丙止水栓		

1. 専用住宅例

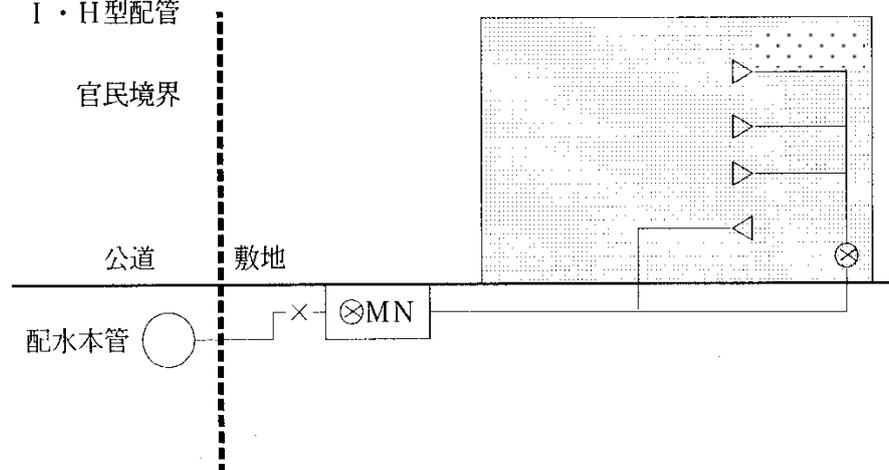
(1) I型配管



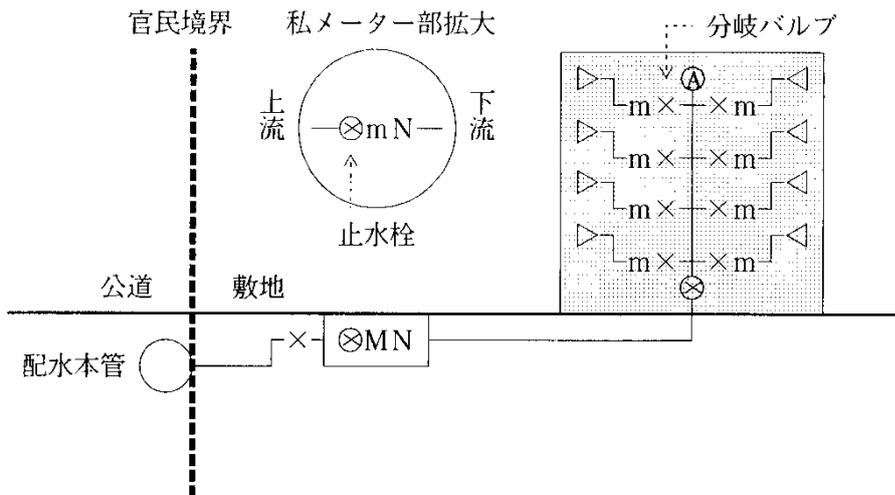
(2) H型配管



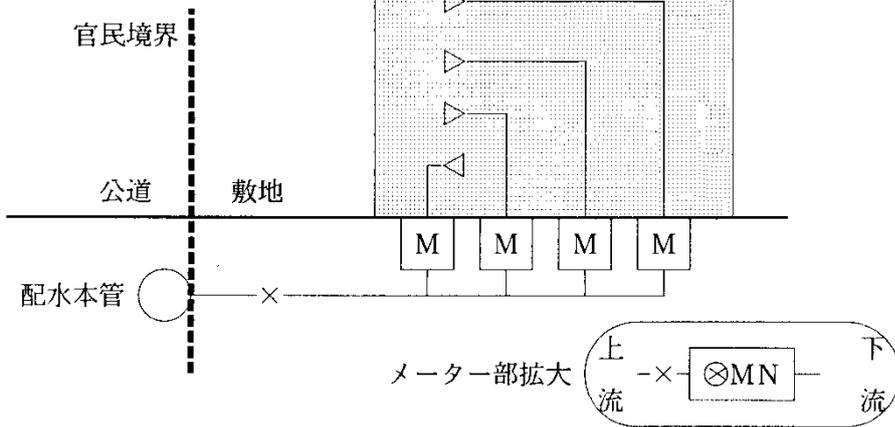
(3) I・H型配管



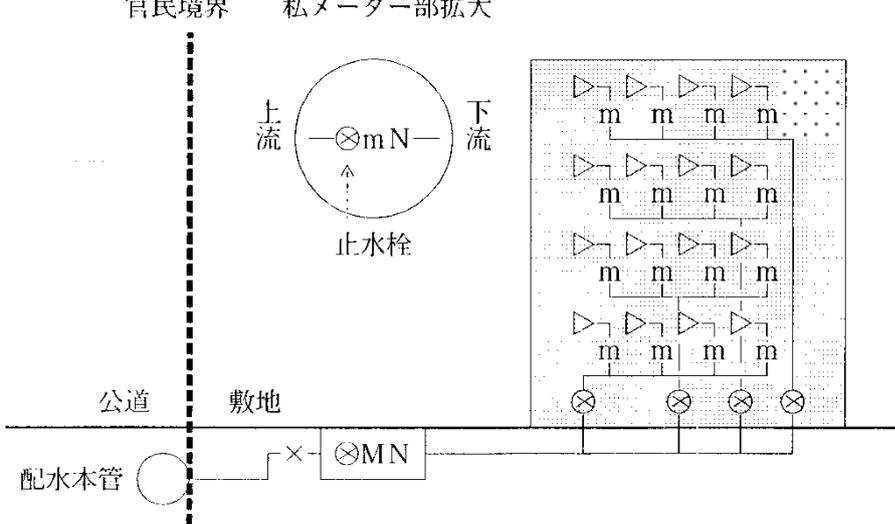
2. 集合住宅等例
 (1) I型配管



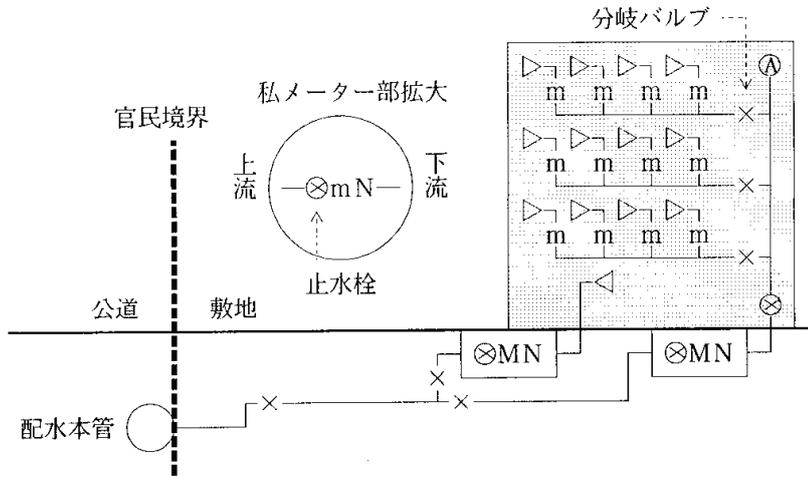
(2) H型配管（専用給水装置）



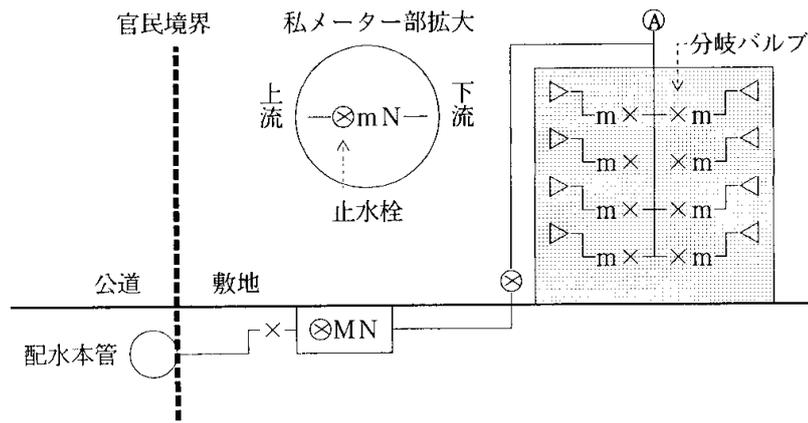
(3) H型配管（連合給水装置）



(4) I・H型配管



(5) 逆U型配管



5 逆流防止装置

各戸ごとの水道メーターには、水道法施行令に基づく、給水装置の構造及び材質の基準に適合した逆流防止装置を設置すること。なお、設置にあたっては次の点に留意すること。

(1) 専用給水装置は、各戸ごとの水道メーターます内の水道メーター下流側に、日本水道協会規格ばね式単式逆止弁又は同等以上の性能を有するものを設置すること。

また、連合給水装置においては、水道メーターます内の水道メーター下流側と各戸ごとに設置すること。

【解説】

給水装置は、通常有圧で給水しているため、外部から水が流入することはないが、断水、漏水等により、逆圧又は負圧が生じた場合、逆サイホン作用などにより水が逆流し、当該需要者はもちろん、他の需要者に衛生上の危害を及ぼすおそれがある。

(1) 逆止弁は各戸ごとの逆流を防止するために必ず設置すること。

6 水道メーター

(1) 水道メーター口径は、使用水量に応じた適正範囲の口径を選定すること。

(2) 水道メーターは、点検を容易に行うことができ、常に清潔で、かつ損傷の危険のない屋外に設置すること。

(3) 集合住宅等で建物内にメーターを設置するときは、私設メーターとし、水道局貸与メーターは、地付けとする。（修繕費用区分はいわき市水道局緊急修繕工事取扱要綱による）

(4) 遠隔指示装置付メーターを設置する場合は、別に定める「遠隔指示装置付水道メーターの設置基準」によるものとする。

【解説】

指針「4.5 メーター」参照

(1) 原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（1.5m）以内に設置すること。ただし、集合住宅等で、水道メーターを複数設置する場合はこの限りでない。

(2) 遠隔指示装置付メーターを設置する場合は、事前に営業課給水装置係と協議を行うこと。

7 既設建物の3・4階直結給水方式への変更

給水方式を受水槽方式から直結給水方式に切り替える場合は、指針「4 施工」を満足するとともに次の基準に適合すること。

- (1) 給水方式を3・4階直結給水方式に切り替える場合には、既設配管を流用せず極力新設管とすることが望ましい。
- (2) 原則として高置水槽を経由しないで給水すること。

【解説】

- (1) 既設配管の老朽化に起因して発生する出水不良、スケールの剥離（赤水）、漏水等が考えられることから、新設管とすることが望ましいが、既設配管を流用する場合には、給水装置工事主任技術者が次の条件を満足していることを確認すること。

また、給水装置工事申請をする前に、管理者と事前協議を必要とする。

- ① 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の給水装置の構造及び材質の基準に適合したものであること。
- ② 既設給水設備の配管形式が明確であること。
- ③ 既設給水設備の配管材料が劣化による腐食等での漏水の心配がなく、耐水圧が十分に確保できるものであること。
- ④ 既設給水設備の給水管口径が計画使用水量に対して適正であること。
- ⑤ 既設給水設備から供給される水が、水道水の水質基準に適合していること。
- ⑥ その他既設給水設備を使用して不具合が生じないものであること。
- ⑦ 貯水槽以降の既設給水設備をそのまま給水装置として使用する場合は、劣化状況等を確認し次の書類を事前協議時又は給水装置工事申請時に添付すること。

ア 既設給水設備の把握及び劣化状況調査報告書

イ 貯水槽以降、既設給水管構造図

ウ その他特に必要と認められるもの

- (2) 3・4階直結給水の効果を十分発揮するため、高置水槽を撤去することが望ましい。ただし、建物内配管の布設替えが困難な場合や給水装置の構造及び材質の基準（施行令、基準省令）に適合しない給水用具が接続されている場合などには、高置水槽を撤去できない場合もある。

8 提出書類

3・4階直結給水を申請する場合は、給水装置工事申請時に次の書類を添付すること。

- (1) 3・4階直結給水事前協議の回答書
- (2) 水理計算書
- (3) 水量計算書
- (4) 立体系統図

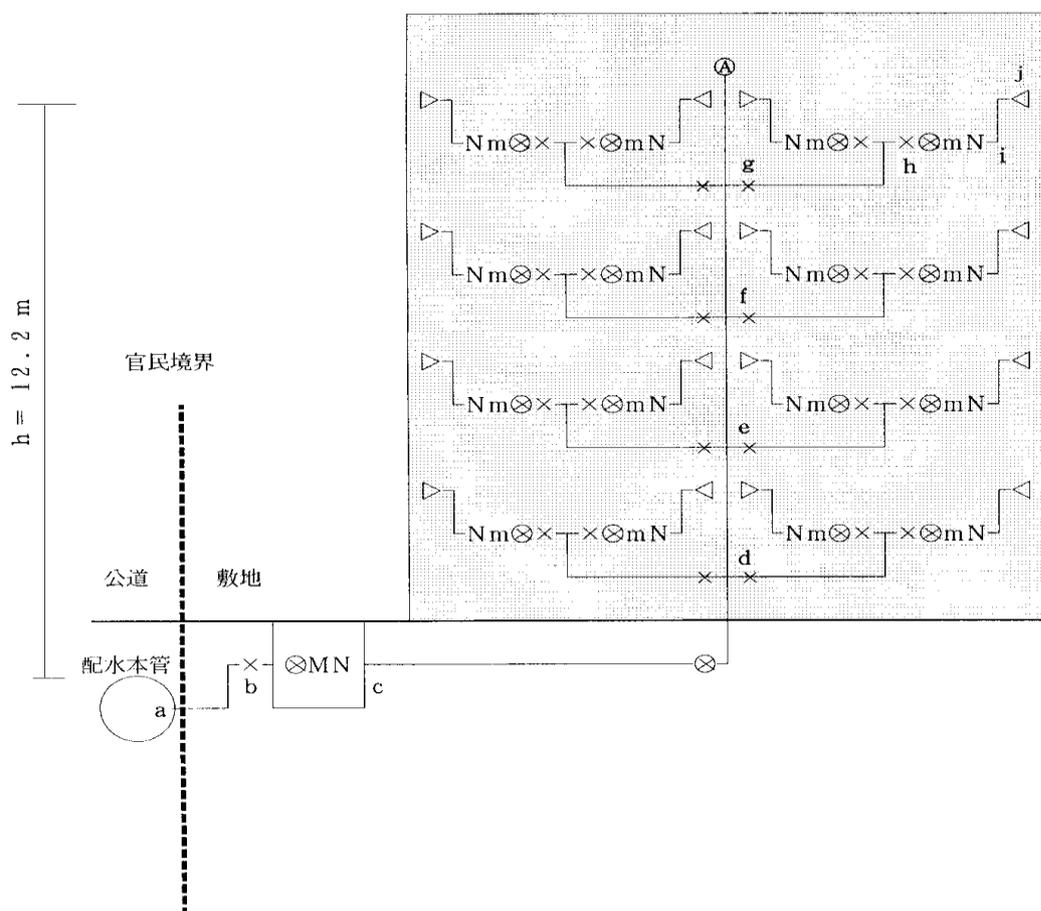
【解説】

3・4階直結給水の給水装置工事申請には、指針「6.1.2 給水装置工事申込書及び添付書類」のほか、内容を審査するために、事前協議の回答、水理計算、水量計算及び立体系統図を必要とする。

9 水理計算例

(1) 集合住宅 4階・16戸

- ・ 配水管の分岐からメーターまでの管長は4.5m (区間 a-b)
- ・ メーターから立ち上がりの管の1階分岐部までの管長は11.5m (区間 c-d)
- ・ 配水管と1階分岐部までの高低差は2.0m
- ・ 各階の高低差は3.0m
- ・ 各部屋の水栓数6ヶ、水栓までの高低差は1.2m
- ・ 区間 g-h の管長は、6.0m
- ・ 区間 i-j の管長は、8.0m

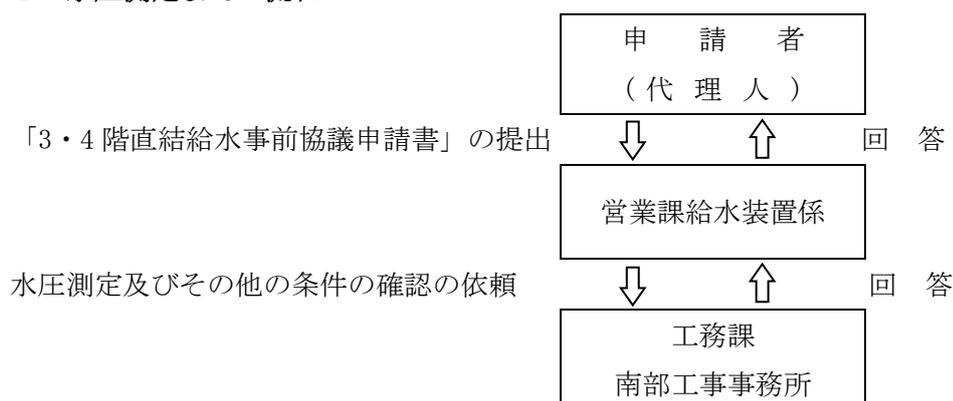


4階建て (16戸)

区 間	流 量 ℓ/分・秒	管口径 (mm)	給水管の長さ及び給水用具類損失水頭の直管換算した長さ		総延長 ① (m)	動水勾配 ② (0/100)	損失水頭 (m) ③=①×②/1000	残水頭 (m)
			給水管 (m)	用具換算長 (m)				
				給水用具名 直管換算長				25.00
a-b	122	50	4.5	分岐 1.00 エルボ 2.1×2ヶ				
				制水弁 0.39 異径 1.00	11.09	27	0.30	24.70
b-c	122	40		丙止水栓 0.30 メーター 20.00				
				逆止弁 0.90	21.20	76	1.62	23.08
c-d	122	40	11.5	スリッパルブ 0.39 エルボ 2.10	13.30	76	1.01	22.07
d-e	101	40	3.0	チズ直流 0.45×2ヶ	3.90	55	0.22	21.85
e-f	84	40	3.0	チズ直流 0.45×2ヶ	3.90	40	0.16	21.69
f-g	67	40	3.0	チズ直流 0.45×2ヶ チズ直流 2.10				
				異径 1.00	7.00	27	0.19	21.50
g-h	53	25	6.0	チズ直流 1.50 乙止水栓 0.18				
				エルボ 0.90 異径 0.50	9.08	156	1.42	20.08
h-i	24	20		乙止水栓 0.15 丙止水栓 0.15				
				メーター 8.00 逆止弁 0.90	9.20	108	1.00	19.08
i-j	24	20	8.0	チズ直流 0.24×3ヶ エルボ0.75×2ヶ	10.22	108	1.11	17.97
				給水栓 3.00	3.00	228	0.69	17.28
4F 末端残水頭 17.28 m - 立ち上がり 12.2 m = 0.508 kg f / cm ² > 0.5 kg f / cm ²								
備考								

10 3・4階直結給水に伴う水圧測定の手引き

1 水圧測定までの流れ



2 測定場所の選定

配水系統及び申請場所の地盤高等の条件を考慮して、申請場所直近の消火栓を選定する。

3 測定方法

自記録水圧計等により、連続1週間以上測定する。

4 測定結果の処理(◎ 3・4階直結給水承認：設計水圧を条件に水理が成立するとき)

(1) 換算水圧

測定した水圧結果から、測定場所における配水管最小水圧を決定する。

ついで、次式により分岐箇所での配水管最小水圧に換算する。

$$\text{(換算水圧)} = \text{(配水管最小水圧)} - \{ \text{(分岐箇所の地盤高)} - \text{(測定場所の地盤高)} \}$$

(2) 設計水圧と換算水圧との比較及び判定

次のとおり判定する。

換算水圧が 0.25MPa 以上・・・設計水圧(3・4階)は 0.25MPa(2.5kgf/cm²)とする。

設計水圧から給水装置全体の所要水頭を差引いて給水末端水圧が 0.05MPa 以上確保できること。

なお、換算水圧が 0.30MPa 以上のときは、設計水圧を 0.30MPa(3.0kgf/cm²)とすることができる。

5 その他

水圧測定の結果により、0.25Mpa(2.5kgf/cm²)以上となった場合でも、水系切替え、その他の理由により基準水圧未満になることが予測できる場合は、直結給水をすることはできない。

※ 事前協議の結果に基づき工務課または南部工事事務所は、当該建物の水理計算に用いる配水管動水圧を決定する。

【平地区】

平	
字堂根町	字一丁目
字尼子町	字二丁目
字童子町	字三丁目
字梅本	字下川原
字三崎	字田町
字小太郎町	字搔樋小路
字菱川町	字久保町
字新町	字七軒町
字長橋町	字胡摩沢
字研町	字杉平
字菅ノ沢	字北目町
字古鍛冶町	字桜町
字紺屋町	字四軒町
字材木町	字柳町
字堂ノ前	字旧城跡
字鍛冶町	字東町
字中町	字愛谷町一丁目
字南町	字愛谷町二丁目
字十五町目	字愛谷町三丁目
字大館	字愛谷町四丁目
字並木の杜	

平上平窪
字小川原子
字南町

平中平窪
字高橋
字岩間
字向川原
字勝見沢
字細田
字横枕
字大町
字杉内
一丁目
二丁目
三丁目
東高砂
西高砂
細田町
新町

平下平窪
字諸荷
字諸荷前
字屋越
字山土内
字六角
字八木内
字大念仏
字寺内
字鍛冶内
字味噌農
字竹ノ内
字四左工門内
字笹ノ田
字曲田
字カラカエ
字古内
一丁目
二丁目
三丁目
山土内町
中島町
古川町

平北白土
字中島前
字堀ノ内
字塩取
字田代
字札場
字中道
字西ノ内
字宮脇
字上河原
字知原
字木ノ下
字上平
字ガビ内
字宮田
字穂積
字上砂子町
字愛谷町
字中島
字ネキ内
字北河原宿
字宮前

平南白土
字八ツ坂

平谷川瀬
一丁目
二丁目

平上荒川
字笑堂
字五郎内
字桜町
字堀ノ内
字砂屋戸
字長尾
字島田
字林作
字後沢
字安草

平下荒川
字諏訪下
字刺町
字川前
字中剃
字五理内
字砂田
字大作
字鶴ヶ町

平中山
字諏訪下
字柳町
字柿ノ目
字小山
字藁谷
字下ノ内
字赤
字宮下
字桜町

平上高久
字白坂
字片岡
字外鶴巻
字竹ノ後
字菅田
字塩崎
字塩田
字五反田
字宮田
字鹿前
字八ツ海
字妻下
字松木前
字日向
字神下

平中神谷	
字馬場前	字北鳥沼
字金沢	字北出口
字薬師前	字南鳥沼
字大沼	字後原
字館下	字石脇
字寺前	字前河原
字十二所	字大年
字六本榎	字苺萱
字十二所河原	字麹田
字塚ノ町	字宿畑
字瀬戸	前河原町
字天神	
字下知内	
字八幡目	
字柳橋	

平塩
字徳房内
字呑内
字宮前
字虚空蔵
字中島
字中野町
字古川
字出口
字風内
字塩向
字西川原
字上川原

平鎌田
字内田
字萩名田
字込内
字岸
字大角
字小山下
字砂田
字石切場
字寿金沢

平上神谷
字熊ノ下
字黒磯
字中
字下
字北ノ町
字一丁目
字石ノ町
字五反町
字神谷分
字反町
字館

平小泉
字北川

平沼ノ内
字新街
字諏訪原
字浜街
字原後
字西原
諏訪原一丁目
諏訪原二丁目

平下高久
字滝前
字十郎田
字若宮
字前ノ田
字馬場
字古川
字中妻
字原極
字定田
字原
字川和久
字清水
字久保ノ作
字八幡
字下原
字中谷地
字水門
字下館

平泉崎
字花輪
字東浦
字砂田
字向原
字前原
字辻道
字南集
字大町
字向山

平下神谷
字岸前
字北一里塚
字内宿
字御城
字宿
字仲田
字出口
字山ノ内
字馬洗
字立田帯
字原際
字下川原
字本内
字天神
字南一里塚
字石淵
字古河
字後原

平赤井	
字向後川原	字一の町
字塚ノ町	字二の町
字笹目田	比良二丁目
字深田	比良三丁目
字田中	
字竹ノ花	
字沼ノ作	
字田町	
字団粉田	
字大根内	
字日渡	
字比良	
字反町	
字諸荷	
字大作場	
字大門	
字常住	
字中道	
字川子内	

郷ヶ丘
一丁目
二丁目
三丁目

中央台
飯野二丁目
飯野三丁目
飯野四丁目
鹿島一丁目
鹿島二丁目
鹿島三丁目

※ この表に記載されている字名区域の全てが給水可能ではありませんので、詳しくは給水装置係までお問い合わせください。

【小川、好間地区】

小川町上平	小川町上小川		小川町塩田	好間町北好間	好間町上好間	
字中島	字後原	字石保町	字平石	字屋敷前	字今宿	字忽滑
字竹ノ内	字北赤沼	字空木	字北前	字塊坪	字上野原	字岸ノ上
字清水	字赤沼	字和具	字平前	字山崎	字東	字岸前
字以後内	字植ノ内	字中川原	字北沢	字槐作	字小館	字岸
字前田原	字風呂前	字片石田	字中島	字外川原	字空山	
字河原田	字伊吾内	字川古屋	字間門	字沢小谷	字石田	
字六反田	字広野			字独古内	字稻荷原	
字田之尻	字引草			字北町田	字南町田	
	字表		小川町高萩	字南町田	字北町田	
小川町柴原	字御堂		字山ノ入		字新屋敷	
字宮沢	字下広門		字鹿野		字洞	
	字広門		字家ノ前		字中道	
	字忠次前		字下川原		字山下	
	字田中前			小川町西小川	字稻荷下	
	字川原		字淵沢		字馬場西	
	字峰岸				字上川原	
	字入生田				字馬場	
	字彦太郎内				字馬場前	
好間町今新田	好間町中好間		好間町下好間	好間町小谷作	好間町愛谷	
字稻荷坪	字寺台		字沼田	字樋口	字法師ヶ崎	
字石平	字照田		字叶田	字ヲミカト	字杉内作	
字姫子内	字石坂		字一町坪	字小谷作	字東内	
字畑合	字鍛冶内		字向山			
字正当	字八反田		字鬼越			
字宮下	字江添		字手倉			
字荒田坪	字田中		字浦田			
字手倉	字上川原		字中島			
字上堤	字中川原		字洪井			
字五反田	字下川原					
字二枚橋						

※ この表に記載されている字名区域の全てが給水可能ではありませんので、詳しくは給水装置係までお問い合わせください。

【小名浜地区】

江名
字北町
字向畑
字南町
字天ヶ作
字風越
字寺作
字江ノ浦
字中作

折戸
字折戸
字岸浦

中之作
字入
字川岸
字植作
字長田
字榎戸
字戦
字須賀
字栄町
字勝見ヶ浦

永崎
字天神前
字館
字馬落前
字船付
字川畑
字大平
字橋出
字町田
字月作

小名浜上神白
字片寄前
字大平

小名浜下神白
字筒地
字草木屋
字林崎
字千速
字狩亦
字館ノ腰
字迎
字薬師下
字武城

小名浜		
字古湊	字元分	字大道下
字栄町	字辰巳町	字平蔵塚
字小屋ノ内	字横町	字林ノ上
字田ノ入	字本町	字林ノ下
字観音作	字竹町	字後場
字播摩作	字船引場	字中原
字寺ノ脇	字定西	字吹松
字御殿後	字愛宕上	字宮下
字元陣屋敷	字隼人	字渚
諏訪町	字丹波沼	字渚廻
港ヶ丘	字松之中	字高山
花畑町	字道珍	字芳浜
字蛭川南	字前沼	字君ヶ塚町
字橋本	字大原境西	字南君ヶ塚町
字後宿	字富岡向	字中町境
字上明神町	字燈籠原	字西君ヶ塚町
字中明神町	字神成塚	愛宕上
字下明神町	字鳥居北	愛宕町
字上町	字鳥居下	寺廻町
字中坪	字瀧尻道	
字下町	字山神北	
字沖見	字大道北	

小名浜岡小名
字前原前
字前原
字仏玄前
字水押
字池袋
字住ヶ谷
字岸
字岸前
字反町
字作前
字作
字御代坂
字広畑
字荒工
字馬上前
字沖
字小館
字立石
一丁目
二丁目
三丁目
四丁目

小名浜南富岡
字真石
字道陸神
字薬師前
字北ノ内
字小野作
字富士前
字下ノ前
字中前
字富士下

小名浜相子島
字永夫
字家ノ前
字迎田
字道下
字石田

小名浜住吉
字搦
字道下
字長泥
字飯塚
字八合
字花木内
字搦町
字浜宿
字新町
字大町
字不毛
字砂田
字西沖
字林崎
字前堀子
字袋
字浜道
字冠木
字折返
字住吉

小名浜島
字犬吠
字館下
字前屋
字鮑尻
字榎内

小名浜野田
字玉川
字餓鬼塚
字田中

小名浜林城
字水穴
字大門
字西町
字柳町
字辻前
字下高田
字榎町
字向田
字江越
字日代島
字八反田
字塚前

小名浜金城
字砂田

小名浜玉川町
東
西
南

鹿島町御代
字柿境
字堂ノ前
字赤坂
字大一田
字九反田

鹿島町船戸
字五反田
字沼田
字柿境
字京塚
字林下

鹿島町久保
字里屋
字飯栗田
字袖襪
字仲田
字梅田
字馬場
字山崎
字於振
字木船
三丁目

鹿島町米田
字馬場
字家ノ前
字塙
字南内
字用定
字手倉

泉町本谷
字大田

鹿島町走熊
字七本松
字小神山
字中島
字四反田
字東反町
字井戸ノ上
字西反町

泉町下川
字神山前
字宿ノ川
字田宿
字稲子塚
字前ノ原
字谷地川
字宮ノ下
字八幡前
字薬師前
字八合
字土木内
字大剣
字下代
字畑中
字井戸内
字神笑
字川向

泉町黒須野
字江越
字砂利

泉町
字扇田
字八木屋
字泉
字下
字滝ノ上
一丁目
二丁目
三丁目
四丁目
五丁目
六丁目

泉町玉露
字山下
字吉野作
字田林
字堤作
字道上

泉玉露
一丁目
二丁目
三丁目
四丁目
五丁目
六丁目
七丁目

小名浜大原	
字曲淵	字丙新地
字東田	字乙新地
字東田林	字甲新地
字上坪	字中野地
字中坪	字原木田前
字一本松	字下小滝
字小屋	字上小滝
字堀米	六反田町
字六反田	小滝町
字芳原	
字東細野地	
字新堀	
字西細野地	
字富岡前	
字西橋本	
字東橋本	
字丁新地	

泉町瀧尻	
字泉町	字前坪
字東泉	字砂井田
字御前田	字高見坪
字下谷地	字中ノ坪
字上谷地	字後川
字上原	字東越地
字菅俣	字坂下
字折返	字諏訪山
字神力前	字定ノ田
字南坪	字前雷
字加賀前	字花輪返
字六枚内	
字橋本	
字松原	
字中瀬	
字花見岡	
字根ノ町	

※ この表に記載されている字名区域の全てが給水可能ではありませんので、詳しくは給水装置係までお問い合わせください。

【勿来地区】

植田町
本町一丁目
本町二丁目
本町三丁目
本町
南町一丁目
南町二丁目
町後
金畑
渋川
横町
番所下
林内
東荒田
館崎
根小屋
中央一丁目
中央二丁目
中央三丁目

石塚町
東

岩間町
岩下
竹ノ花
仁反田
川田
塚原
天神前

東田町
宮下
向山
神山
一丁目
二丁目
塩田

佐糠町
八反田
碓田
荒屋
一丁目
二丁目
三丁目
東一丁目
東二丁目

錦町		
江栗前	浜田	鬼越下
古川	宮ノ前	鈴鹿
御宝殿	馬場	川窪
鳥居西	荒谷	江栗一丁目
鳥居東	蛭田	江栗二丁目
綾ノ内	重殿	江栗三丁目
大島	蒲田	中迎一丁目
上川田	作鞍	中迎二丁目
南城	下り立	中迎三丁目
成沢	飯盛町	中迎四丁目
須賀	上中田	中央一丁目
鷺内	糠塚	中央二丁目
原田	落合	中央三丁目
竹ノ花	堰下	
鶴ノ巢	釈迦堂	
ウツギサキ	四反田	
前原	沼ノ川	
安良町	江栗馬場	
町西	花ノ井	

川部町
前ノ内
橋本
梅田
北ノ内
川原

三沢町
北作
仲畑

沼部町
鹿野
金山下
宿

山田町
屋敷
毛内
和久
片岸
堀ノ内

中岡町
五丁目

勿来町		
窪田白山	関田堀切	酒井北境
窪田伊賀屋敷	関田和久	酒井北境後
窪田西殿町	関田北町	酒井堀ノ内
窪田上り途	関田南町	酒井竹ノ内
窪田稻荷塚	関田御城前	酒井関根前
窪田御前崎	関田浜田	酒井関根
窪田万谷	関田飯ノ辺前	酒井小山下
窪田内城	関田須賀	酒井出蔵
窪田橋塚	関田尖島	窪田町通一丁目
窪田郡	関田障子川	窪田町通二丁目
窪田片岸	大高応時	窪田町通三丁目
窪田馬場	大高北郡	窪田町通四丁目
窪田外城	大高中郡	窪田十条
窪田小島	大高土取	
窪田中島	大高高松	
窪田大槻	大高大高下	
四沢前ノ内	酒井青柳	
四沢天ヶ作	酒井内田	

※ この表に記載されている字名区域の全てが給水可能ではありませんので、詳しくは給水装置係までお問い合わせください。

【常磐地区】

常磐湯本町
高倉
山ノ神
天神
宝海
日渡
傾城
辰ノ口
上川
三函
向田
下浅貝
八仙
彦惣白坂
天王崎
栄田

常磐関船町
上関
榎木作
迎
諏訪下
馬場
宿内
館下
南館
志座
堀田
塚ノ越
杭田
宮下
一丁目
二丁目
三丁目

常磐水野谷町
錦沢
諏訪ヶ崎
千代鶴
亀ノ尾
東

常磐藤原町	
大端	中
大畑	後山
斑堂	才之内
田場坂	礼堂
笠石	机田
名高儀	境堂
馬喰坂	
砂子田	
別所	
猪田	
才ノ神	
蕨平	
一本木	
藤代	
松本	
西畑	

常磐白鳥町
勝丘
竜ヶ崎
北蟹打
南蟹打
八合
小田倉
清水下
坂下

常磐西郷町
大夫
落合
金山
岩崎
忠多
大荷田

常磐長係町
岩崎
三反田
扇田
壺町田
星谷
仁井部

常磐岩ヶ丘町
台
山ノ根
岩崎
神手洗
田仲
稻荷塚
沢目

常磐馬玉町
大久保
宮ノ下
壺町田
寺作
入ノ作

常磐下船尾町
宮下
中畑
古内
村山
歌川
馬渡

常磐下湯長谷町
野木前
一町田
町下
シザ
道下
勝善
岩崎
一丁目
二丁目
三丁目

常磐上湯長谷町
梅ヶ平
長倉
湯台堂
上ノ台
釜ノ前
山ノ神前
堀ノ内
五反田
扇田
越巻

常磐松ヶ台

※ この表に記載されている字名区域の全てが給水可能ではありませんので、詳しくは給水装置係までお問い合わせください。

【内郷地区】

内郷白水町
天神田
浜井場
蛭内
長槻
上代
柳間
広畑
入山
桜田

内郷宮町
金坂
宮沢
代
蛭子
滝
町田
竹ノ内
平太郎
峰根
鬼ヶ沢

内郷内町
桜本
前田
水之出
磐堰
立町
金坂
堤田
駒谷
四方北
高橋
上馬場
蛭内

内郷綴町	
沼尻	水無沢
仲田	道陸神
高野作	
柴崎	
金谷	
上馬場	
川原田	
榎下	
大木下	
板宮沢	
板宮	
町之内	
秋山	
一之坪	
七反田	
大神田	
堀坂	
鎌ヶ作	

内郷高坂町
御殿
立野
桜井
大平
高橋
四方木田
八反田
中平
大町
砂子田
菘ヶ作
一丁目

内郷御厩町
久世原
川向
長町
前田
下能
番匠地
上宿
下宿
水窪
清水
一丁目
二丁目
三丁目
四丁目

内郷小島町
天ノ田
新町
台ノ上
川崎
花輪
竹ノ内
作田
下ノ内

内郷高野町
山崎
石畑
柴平
平石
番所
上ノ台
杉平
中倉
石住
糯田
反田
高田
渡戸
五合田
沢
樅木下
道伝
銅屋作
白狐
仁田町
中ノ田
梨木平
板橋

小島町
一丁目
二丁目
三丁目

内郷御台境町
五反田
鶴巻
前田
自在町
新町前
立町
坂下
六反田
御台
鬼越

※ この表に記載されている字名区域の全てが給水可能ではありませんので、詳しくは給水装置係までお問い合わせください。

【四倉地区】

四倉町
字和具
字田戸
字田戸前
字町田
字西四丁目
字五丁目

四倉町玉山
字大門前
字林崎
字牧ノ下
字宿
字桜田
字星作
字戸ノ内
字森内
字門馬前
字宮ノ脇
字屋敷前
字原田内
字南作
字宮前

四倉町山田小湊
字方礼
字唐橋
字小湊
字塙
字反沼

四倉町薬王寺
字割田
字高玉
字端畑
字栗刈沢
字玉広
字前田
字上川原

四倉町下柳生
字宮下

四倉町上柳生
字宮下

久之浜町久之浜
字代ノ下
字立
字立下
字町後
字東町尻
字西町尻
字北町
字東町
字須賀
字中町

※ この表に記載されている字名区域の全てが給水可能ではありませんので、詳しくは給水装置係までお問い合わせください。

14 改定履歴

平成12年 1月 策定

平成22年 4月 全部改定

令和 3年 4月 一部改定

令和 8年 4月 一部改定